

地方消費税収の使途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

南越前町の令和3年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障関連経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 109,091 千円

【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費 1,858,738 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	360,476	251,347			10,145	98,984
	高齢者福祉事業	89,998	1,369		3,487	7,915	77,227
	児童福祉事業	689,382	249,167		37,504	37,438	365,273
	母子福祉事業	5,786	2,824			275	2,687
	小計	1,145,642	504,707	0	40,991	55,773	544,171
社会保険	介護保険事業	192,574	6,451		21,206	15,332	149,585
	国民健康保険事業	45,871	30,302			1,447	14,122
	介護保険施設運営事業	44,246				4,113	40,133
	小計	282,691	36,753	0	21,206	20,892	203,840
保健衛生	高齢者医療事業	168,764	23,714			13,485	131,565
	疾病予防対策事業	107,274	51,447		5,120	4,714	45,993
	母子保健事業	16,636	1,330			1,423	13,883
	診療所運営事業	137,731	0			12,804	124,927
	小計	430,405	76,491	0	5,120	32,426	316,368
合計	1,858,738	617,951	0	67,317	109,091	1,064,379	